



# きずな通信

社会保険労務士法人はしぐち・労働保険事務組合きずな 2025.3月 No.239

✉ takekazu.hashiguchi@iaa.itkeeper.ne.jp



社会保険加入の事業所様へ

## ●協会けんぽの保険料が改定されます！！

令和7年3月分（4月納付分）から健康保険料・介護保険料が下記の料率へ変更となります。  
4月支給の給与より変更をお願いします。（給与は3月支給分より変更）

健康保険料率（給与・賞与）		介護保険料率（給与・賞与）	
2月分（3月納付分）まで	3月分（4月納付分）から	2月分（3月納付分）まで	3月分（4月納付分）から
9.85%	→ 10.09%	1.60%	→ 1.59%

事務組合きずなの皆様へ

## ●令和7年度労働保険料年度更新ご準備をお願いします！！

令和6年4月分～令和7年3月分までの従業員全員（学生アルバイト等も含む）の賃金台帳を  
FAX又はメールにて送信をお願いします。また、担当までご連絡頂きましたらお伺い致します。

- ※ 給与計算を委託されている事業所様は、当事務所ですべて対応いたします。
- ※ 建設事業の事業所様は別の書類になりますので、個別に案内しております

◎ 令和7年度は雇用保険料の料率は下記の通りになります。

雇用保険料率変更（令和7年4月1日から）

	労働者負担 ①	事業主負担 ②	雇用保険料率 ①+②
一般事業	5.5/1000	9/1000	14.5/1000
農林水産事業	6.5/1000	10/1000	16.5/1000
建設の事業	6.5/1000	11/1000	17.5/1000



## 2025年4月1日施行法改正(出産・育児関連)

### ● 育児時短就業給付金の創設

従業員が、2歳未満の子を養育するために、所定労働時間を短縮して就業をした場合（時短勤務をした場合）において、時短勤務中に支払われた賃金額の10%相当額を支給する給付金。

### ● 出産後休業支援給付金の創設

子の出産直後の一定期間内（男性は子の出産後8週間以内、女性は産後休業後8週間以内）に夫婦が共に14日以上の子育て休業（出生後休業）を取得した場合において、最大28日間、休業前の賃金の13%相当額を支給する給付金。

（既存の育児休業給付金または出生時育児休業給付金（いずれも休業前の賃金の67%相当額）と合わせて、休業前の賃金の80%相当額の給付率となり、手取で10割相当を受給することができます。）

\* どちらも支給要件があります。詳しくは当事務所までお問合せ下さい。

